

交通事故の被害に遭われた方へ

(健康保険被保険者証をお持ちの方)

交通事故でも健康保険は使えます！

- 交通事故による傷病の治療については、健康保険が利用できないとの誤解が一部にあるようですが、交通事故（労災保険の給付対象となる交通事故は除く）による傷病の治療であっても健康保険を利用することができます。
- 被害者の方に過失がある場合や治療費が高額になりそうな場合には、健康保険を利用した方が損害賠償の受取額の点で被害者にとって有利になる場合がありますので、健康保険の利用もご検討下さい。
- 健康保険を利用する場合には、届出が必要になりますので、必ず損害保険会社・共済団体等にご連絡頂きますようお願い致します。

届出については、損害保険会社・共済団体等が作成の援助をしてくれるので、内容を確認して記名押印だけです。

被害者の方にも過失がある場合、一般的に健康保険を利用した方が保険金の受取額が多くなります。



健康保険を使うメリットってあるの？

届出は面倒じゃないの？